

報告第8号

平成30年度伊賀市水道事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

平成30年度伊賀市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年 繰越 額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	滝川浄水場活性炭注入設備修繕工事	円 4,266,000	円 0	円 4,266,000	円 0	円 0	円 4,266,000	円 0	円 0	機械設備の故障に伴う緊急工事であり、機械の修繕に日数を要するため